

令和元年 11 月 26 日

厚木市教育委員会
教育長 曾田 高治 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 卷 弘 光

教育委員会の所管に属する厚木市個人情報保護条例第 7 条及び附則（平成 30 年条例第 5 号）第 2 項に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

令和元年 11 月 21 日付けで意見を求められた、厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条及び附則（平成 30 年条例第 5 号）第 2 項の規定に基づく要配慮個人情報の取扱いについては、11 月 21 日開催の審査会での審議の結果、条例に照らし適当なものと認めましたので、答申します。